

二、次に法中の上の點を即して、如何に收束を爲すか、只、持久之
 爲に依りて、非手段として稱して、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 つて極度之、累年力盡して、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 只、今私側一、宣付して、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 今私側一、宣付して、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 今私側一、宣付して、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 今私側一、宣付して、是れが今、私側一、累年力盡して、持



1104
 第

九月三十日
 野田善徳、仙根、社、労働、関係

一、植木、労働、関係
 限、株、労働、関係、は、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 株、労働、関係、は、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 九、名、労働、関係、は、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 一、切、労働、関係、は、是れが今、私側一、累年力盡して、持
 一、切、労働、関係、は、是れが今、私側一、累年力盡して、持